

食品の営業規制に関する検討会 開催要領

平成 30 年 7 月 20 日
厚生労働省医薬・生活衛生局

1. 趣旨

「食品衛生法等の一部を改正する法律」が本年 6 月に公布され、順次施行時期に合わせて、政省令等の整備を行う必要がある。

特に今回の法改正では、原則全ての食品等事業者を対象とした HACCP に沿った衛生管理の制度化に加えて、

- (1) 営業許可を要する業種以外の食品等事業者を対象とした届出制度の新設、
 - (2) 都道府県が条例で定める営業施設の基準について参酌基準の省令への規定、
 - (3) 食品等の自主回収の報告制度の新設
- 等を行うこととされ、上記(2)に併せて、昭和 47 年以來の(4) 営業許可を要する業種の見直しも予定している。

これらの制度の詳細の検討に当たっては、食中毒や食品事故のリスクを踏まえる必要がある。また、食品の製造・加工・流通に関する専門的な知見や現行制度を運用している地方自治体の知見、さらには関係事業者など利害関係者の意見を聴取しつつ、実効性のある仕組みとする必要がある。

以上のことから、「食品の営業規制に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 営業届出を要する業種の範囲
- (2) 営業許可を要する業種の範囲（現行の 34 許可業種の見直しを含む。）
- (3) 営業許可を要する業種ごとの施設基準
- (4) 営業規制に関すること

3. 検討会の構成及び運営

- (1) 検討会は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の構成員は、学識経験者、地方行政担当者、業種横断的な食品事業者団体、食品営業施設・設備に関する専門家等とする。
- (3) 検討会は必要に応じ、関係省庁の職員及び有識者の出席をその都度求め

ることができる。

- (4) 検討会には、座長を置き、構成員の互選により定める。
- (5) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (6) 構成員は検討会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課において行う。
- (8) 検討会は特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開とする。